

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置一覧

取得時期: 令和8年4月1日から令和11年3月31日

適用期間: 3年間

根拠法令	特例対象資産	特例割合
地方税法附則第15条第24項第1号イ	太陽光発電設備(ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備)	1/3 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第24項第2号	風力発電設備 (海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電設備)	3/5 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第24項第3号イ	風力発電設備 (港湾法に基づく洋上風力発電設備または温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備)	2/3 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第24項第1号ロ	水力発電設備 (出力5,000kW未満)	1/2 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第24項第4号	水力発電設備 (出力5,000kW以上)	3/4 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第24項第3号ロ	地熱発電設備 (出力1,000kW未満)	2/3 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第24項第1号ハ	地熱発電設備 (出力1,000kW以上)	1/2 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第24項第1号ニ	バイオマス発電設備 (出力10,000kW未満)	1/2 (わがまち特例)